

令和4年11月秋田市議会定例会提出予定案件	
件名	説明
「 条例案 」 11件	
1 秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例を設定する件 ・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)：令和3年5月19日公布、一部を除き令和5年4月1日施行	<p>○設定理由 個人情報の保護に関する法律の一部改正(令和3年法律第37号)に伴い、保有個人情報の開示請求の手續等に関し必要な事項を定めるため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実施機関は、個人情報を取り扱う事務について登録簿を作成し、公表しなければならないこととする。 2 開示決定等の期限は、開示請求があった日から14日以内とし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができることとする。 3 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合の開示決定等の期限の特例について規定する。 4 開示請求に係る写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならないこととする。 5 開示請求に係る手数料は、無料とする。 6 実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため特に必要であると認めるときは、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができることとする。 7 秋田市個人情報保護条例を廃止する。 8 次に掲げる条例の一部を改正し、7の条例を引用している規定を整備する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 秋田市災害対策基本条例 (2) 秋田市暴力団排除条例 (3) 秋田市行政不服審査法施行条例

<p>2 秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する件</p> <p>・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）：令和3年5月19日公布、一部を除き令和5年4月1日施行</p>	<p>○施行期日等 令和5年4月1日から。7の条例の廃止に伴う経過措置を規定する。</p> <p>○改正理由 個人情報の保護に関する法律の一部改正（令和3年法律第37号）等に伴い、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の所掌事務等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 審査会は、個人情報の保護に関する法律の規定による諮問に係る審査請求等を調査審議することとする。 2 審査会の委員の定数を8人以内から6人以内とする。 3 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等 令和5年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>3 秋田市公文書管理条例の一部を改正する件</p> <p>・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）：令和3年5月19日公布、一部を除き令和5年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 個人情報の保護に関する法律の一部改正（令和3年法律第37号）等に伴い、特定歴史公文書等に係る個人情報の定義を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 特定歴史公文書等に記録されている個人情報の定義を改める。 2 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日 令和5年4月1日から</p>
<p>4 秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）：令和3年6月11日公布、一部を除き令和5年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 地方公務員法の一部改正（令和3年法律第63号）に伴い、職員の定年等について改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p>

○改正要旨

- 1 職員の定年を60歳から65歳とし、医師の定年を65歳から70歳とする。
- 2 管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職は、管理職手当を支給される職員の職等とする。
- 3 管理監督職勤務上限年齢は、60歳とする。
- 4 管理監督職勤務上限年齢による降任等を行うに当たっては、降任等をしようとする職に係る標準職務遂行能力等を有すると認められる職に降任等を行うこと等とする。
- 5 公務の運営に著しい支障が生ずること等の事由があるときは、管理監督職勤務上限年齢による降任等をすべき管理監督職を占める職員の異動期間（60歳に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの期間。以下同じ。）を延長することができること等とする。
- 6 任命権者は、異動期間を延長する場合および他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならないこととする。
- 7 異動期間が延長された管理監督職を占める職員の定年による退職の特例を定める。
- 8 任命権者は、60歳に達した日以後に退職をした者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、定年前再任用短時間勤務職員に採用することができることとする。
- 9 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における職員の定年の年齢について、段階的に引き上げる。
- 10 任命権者は、当分の間、職員が60歳に達する日の属する年度の前年度に、同日以後に適用される任用等に関する情報を提供するとともに、勤務の意思を確認するよう努めることとする。
- 11 秋田市職員の再任用に関する条例を廃

<p>5 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例等の一部を改正する件</p> <p>・地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)：令和3年6月11日公布、一部を除き令和5年4月1日施行</p>	<p>止する。</p> <p>12 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等 令和5年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p> <p>○改正理由 地方公務員法の一部改正(令和3年法律第63号)に伴い、職員の派遣等の要件を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 次に掲げる条例について、派遣、育児休業等を行うことができない職員に、異動期間を延長された管理監督職を占める職員を加えるとともに、定年前再任用短時間勤務職員に係る規定を整備する。</p> <p>(1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例</p> <p>(2) 秋田市職員の育児休業等に関する条例</p> <p>(3) 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>(4) 秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</p> <p>(5) 秋田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p> <p>○施行期日等 令和5年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>6 秋田市職員給与条例等の一部を改正する件</p> <p>・地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)：令和3年6月11日公布、一部を除き令和5年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 地方公務員法の一部改正(令和3年法律第63号)に伴い、60歳を超える職員の給与に関する特例措置について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を定める。</p> <p>2 定年前再任用短時間勤務職員の給料月</p>

額は、適用される給料表の基準給料月額にその者の勤務時間に応じた割合を乗じて得た額とする。

3 当分の間、職員（医師等を除く。）の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の属する職務の級およびその受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする。

4 3の給料月額が、他の職への降任等される前の給料月額に100分の70を乗じて得た額に達しない場合は、当分の間、3の給料月額のほか、その差額を給料として支給する。

5 4の場合において、当該職員の受ける給料の額と給料月額との合計額が、その属する職務の級における最高の号俸の給料月額を超えるときは、当該最高の号俸の給料月額を支給する。

6 4の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、4および5に準じて算出した額を給料として支給する。

7 任用の事情を考慮して4又は6の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、4から6までに準じて算出した額を給料として支給する。

8 秋田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例について、減給の処分をされたときに、その発令日に受ける給料の額から減ずる額が、現に受ける給料の額の10分の1相当額を超えるときは、当該相当額を給与から減ずることとする。

9 次に掲げる条例の一部を改正し、規定を整備する。

(1) 秋田市公営企業職員の給与に関する条例

	<p>(2) 秋田市職員の育児休業等に関する条例</p> <p>(3) 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>(4) 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>(5) 秋田市職員の修学部分休業に関する条例</p> <p>(6) 秋田市職員の高齢者部分休業に関する条例</p> <p>10 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等 令和5年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>7 秋田市職員の降給の事由に関する条例を設定する件</p> <p>・地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）：令和3年6月11日公布、一部を除き令和5年4月1日施行</p>	<p>○設定理由 地方公務員法の一部改正（令和3年法律第63号）に伴い、職員の降給の事由について定めるため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○要旨</p> <p>1 職員の意に反する降給の事由は、60歳に達した職員の給料月額を従前の7割とすることとする。</p> <p>2 秋田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正し、降給の手続に係る規定を整備する。</p> <p>○施行期日 令和5年4月1日から</p>
<p>8 秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件</p> <p>・地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）：令和3年6月11日公布、一部を除き令和5年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 地方公務員法の一部改正（令和3年法律第63号）に伴い、60歳を超える職員の退職手当に関する特例措置について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 11年以上勤続し、60歳に達した日以後その者の非違によることなく定年前に退職した者（医師を除く。）に対する退職手</p>

<p>9 秋田市職員定数条例の一部を改正する件</p>	<p>当の基本額については、当分の間、当該期間勤続後に定年退職した者の規定を準用することとする。</p> <p>2 60歳に達した職員の給料月額を従前の7割とする給料月額の改定は、この条例における給料月額の減額改定に該当しないこととする。</p> <p>3 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額およびその最高限度額に係る特例について規定する。</p> <p>4 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日等 施行は、令和5年4月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p> <p>○改正理由 市長の事務部局の職員等の定数を改めるため、改正しようとするもの</p>															
<p>○改正要旨 職員の定数を次のとおり改める。</p>	<table border="1" data-bbox="279 1108 1380 1388"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局の職員</td> <td>1,740人</td> <td>1,629人</td> </tr> <tr> <td>上下水道局の職員</td> <td>203人</td> <td>218人</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務局および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員</td> <td>330人</td> <td>461人</td> </tr> <tr> <td>消防職員</td> <td>445人</td> <td>410人</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	改正後	現 行	市長の事務部局の職員	1,740人	1,629人	上下水道局の職員	203人	218人	教育委員会の事務局および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員	330人	461人	消防職員	445人	410人
区 分	改正後	現 行														
市長の事務部局の職員	1,740人	1,629人														
上下水道局の職員	203人	218人														
教育委員会の事務局および教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員	330人	461人														
消防職員	445人	410人														
<p>10 秋田市児童館条例の一部を改正する件</p>	<p>○施行期日 令和5年4月1日から</p> <p>○改正理由 将軍野児童館を廃止するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 将軍野児童館を廃止する。</p> <p>○施行期日 令和5年4月1日から</p>															
<p>11 秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関</p>	<p>○改正理由 市議会議員および市長の選挙における選</p>															

する条例の一部を改正する件
 ・公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）：令和4年4月6日公布、同日施行

挙運動用自動車の使用ならびに選挙運動用ビラおよび選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費の算定に係る限度額を引き上げるため、改正しようとするもの

○改正要旨

選挙運動の公営に要する経費に係る限度額の算定基準となる金額を次のとおり引き上げる。

選挙運動の公営に要する経費		単位	改正後	現 行
選挙運動用自動車	自動車借入れ契約の場合	1日に つき	16,100円	15,800円
	燃料の供給に関する契約の場合		7,700円	7,560円
選挙運動用ビラ	無料で作成することができる限度額	1枚当 たり	7円73銭	7円51銭
選挙運動用ポスター			28円35銭	27円50銭
		加算額	586,905円	573,030円

○施行期日等

公布の日から。施行日以後その期日を告示される選挙について適用する旨の経過措置を規定する。

「 単 行 案 」 4 件

12 秋田県および秋田市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結についての協議に関する件

○秋田県と連携して生活排水処理事業の事務を処理するに当たり、基本的な方針、役割分担等について定める連携協約を締結するための協議を行おうとするもの

○秋田県および秋田市における生活排水処理事業の運営に係る連携協約（案）要旨

- 1 連携協約の目的 人口減少社会においても、快適で安心できる暮らしと衛生的な水環境を将来にわたって維持するため、秋田県および秋田市の協働により、連携して生活排水処理事業に関する事務を処理することを目的とする。
- 2 連携する事務の範囲
 - (1) 経営戦略やストックマネジメント計画等の策定に関する事務
 - (2) 設計積算、工事監督等に関する事務
 - (3) 技術研鑽のための研修等に関する事務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、秋田県および秋田市の連携が必要となる事務
- 3 基本方針 前項に定める事務について連携を図るため、広域的に自治体の

	<p>事務を補完する官民出資会社（以下「広域補完組織」という。）を設立し、生活排水処理事業の持続的な事業運営に向けた取組を推進する。</p> <p>4 役割分担 広域補完組織の設立・運営に係る事務について、秋田県および秋田市の役割分担を定める。</p> <p>5 その他 以上のほか、生活排水処理事業の運営に必要な規定の整備</p> <p>○施行期日 連携協約締結の日</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第252条の2第3項</p>							
13	<p>秋田市老人いこいの家の指定管理者を指定する件</p>	<p>○老人いこいの家の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 社会福祉法人秋田市社会福祉協議会 ・指定の期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>						
14	<p>秋田市総合環境センター溶融施設大規模改修工事請負契約の変更契約を締結する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議決年月日等 令和2年9月25日（議案第101号） 令和4年6月27日（議案第79号） ・工事場所 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1 ・変更事項 契約金額「4,020,500,000円」を「5,306,400,000円」に変更するもの ・契約先 日鉄エンジニアリング株式会社 ・変更理由 燃焼ガス冷却設備におけるボイラー耐火物およびボイラー2次過熱器の整備を追加することによる。 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>	<p>○秋田市総合環境センター溶融施設大規模改修工事請負契約の変更契約を締結しようとするもの</p>						
15	<p>小型除雪車を買い入れる件</p>	<p>○小型除雪車を買い入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市寺内字蛭根85番地9 秋田市建設部道路維持課車庫 ・契約金額 46,640,000円 ・契約先 藤高自動車興業株式会社 ・納期 令和5年10月31日まで ・主要諸元 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>条 件</td> <td>小型除雪車（1.3m級）</td> </tr> <tr> <td>数 量</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>全 長</td> <td>5,500mm以下</td> </tr> </table> 	条 件	小型除雪車（1.3m級）	数 量	2台	全 長	5,500mm以下
条 件	小型除雪車（1.3m級）							
数 量	2台							
全 長	5,500mm以下							

全 幅 1,300mm以下(除雪装置含む)

乗車定員 2名

※提出根拠法：地方自治法第96条第1項

「 予 算 案 」 13件

- 16 令和4年度秋田市一般会計補正予算(第8号)の件
- 17 令和4年度秋田市土地区画整理会計補正予算(第2号)の件
- 18 令和4年度秋田市市営墓地会計補正予算(第1号)の件
- 19 令和4年度秋田市中央卸売市場会計補正予算(第3号)の件
- 20 令和4年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算(第2号)の件
- 21 令和4年度秋田市大森山動物園会計補正予算(第1号)の件
- 22 令和4年度秋田市廃棄物発電会計補正予算(第1号)の件
- 23 令和4年度秋田市学校給食費会計補正予算(第2号)の件
- 24 令和4年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算(第1号)の件
- 25 令和4年度秋田市介護保険事業会計補正予算(第2号)の件
- 26 令和4年度秋田市水道事業会計補正予算(第1号)の件
- 27 令和4年度秋田市下水道事業会計補正予算(第1号)の件

○資料別紙

28	<p>令和4年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の件</p> <p>「追加提案」</p> <p>「人事案」 1件</p>	<p>○資料別紙</p>
29	<p>秋田市公平委員会委員の選任について同意を求める件</p>	<p>○公平委員会委員佐々木俊幸氏の任期満了（令和4年12月25日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期4年 <p>※提出根拠法：地方公務員法第9条の2第2項</p>